

自由民主党福島県議会議員会

ふくしま復興本部

本部長 杉山 純一 様

## 復興加速化のための要望書

平成 27 年 4 月 17 日

浪江町長 馬場 有

# 1. 財政支援

## (1) 復旧・復興の進捗状況に配慮した集中復興期間の設定と

### 中・長期的な財政支援措置

国が定めた集中復興期間は、平成27年度末で満了を迎えるものの、当町においては、長期かつ広範に及ぶ町民の避難生活支援から、町内の津波被災地における瓦礫撤去や除染の進展など、復興はまだ緒に就いたところである。

同じ浜通りにおいても復興の進度にはバラつきがあり、岩手・宮城とは別の枠組みで長期にわたって復興を進めていく必要がある。

今後当町においては、平成29年3月の帰還開始目標に向け、復興まちづくり計画に基づいた様々な復興事業が急速に進展する。また、帰還開始後も正常な地域経営が回復するまでの間、様々な施策を展開していく必要がある。

復旧・復興の進捗状況に配慮した「集中復興期間」の設定と、様々な施策に対する中・長期的な財政支援を法制化も含め強く要望する。

#### 【集中復興期間終了後の中長期的な財政需要見通し】

(単位：百万円)

事業名	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	事業計
東日本大震災復興交付金事業	2,062	2,060	2,195	745	4,678		11,740
福島再生加速化交付金事業	3,273	7,613	5,583	3,379	1,240	905	21,993
福島原子力災害避難地域等帰還・再生加速事業	1,741	1,865	1,531	1,530	1,531	1,528	9,726
社会資本整備総合交付金事業	147	983	740	1,120	1,070	1,000	5,060
福島避難解除等区域生活環境整備事業	100	309	70				479
水産業共同利用施設復旧整備事業	5	620	200				825
災害関連農村生活環境施設復旧事業	150						150
道路災害復旧費事業	27	45	43	45	4		164
消防防災施設災害復旧費補助金事業	191	189	300				680
その他復旧・復興事業	5,361	4,787	5,023	4,542	4,440	4,473	28,626
合計	13,057	18,471	15,685	11,361	12,963	7,906	79,443

## (2) 中間貯蔵施設等に係る交付金等の活用と重点配分

政府の平成26年度補正予算において確保された「中間貯蔵施設等に係る交付金・原子力災害からの福島復興交付金」について、中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するために、必要な生活再建・地域振興策等に係る幅広い事業を推進するための財源として創設された当交付金であるが、福島県が造成する基金の運用に関する方針が未だ示されていない。

当交付金の目的に沿い、特に中間貯蔵施設立地周辺自治体である双葉地方への重点配分と、「幅広い事業」への積極的な利活用など、福島県としての明確な方針を示すよう強く要望する。

## 2. ふるさとの再生に関すること

### (1) 除染の加速化

当町内の除染については、帰還困難区域を除き、平成28年度内に完了する予定となっているが、昨年度までに発注された工事については、軒並み工期を延長している状況にある。

除染の加速が復興の加速の最低条件であることから、下記3項目を重点に、環境省をはじめ関係省庁総力を挙げた除染の加速化と、中間貯蔵施設の早期整備による仮置き場の早期解消に向けた取組みを強く要望する。

#### ①帰還困難区域の面的除染施工

現在、避難指示解除準備区域及び居住制限区域においては特別地域内除染実施計画(浪江町)に基づき面的除染を施工しているが、帰還困難区域においても早期に除染実施計画を策定し、町内全域の除染を速やかに施工することを要望する。

#### ②森林除染の実施

森林除染については、生活圏より林縁20mのみを除染することとしているが、浪江町内の住宅は森林に囲まれている住宅が多いため、森林を面的に除染して頂かないと、町民は帰還に対し不安を抱いてしまう。本件について早期解決をして頂くよう要望する。

#### ③フォローアップ除染

現在、浪江町内においても避難指示解除準備区域及び居住制限区域の除染をしているが、除染を1回施工したのみで終わりとはせず、町民が安心して生活出来るようになるまで、放射線の管理と、異常が発生した場合にはフォローアップ除染を確実に施工して頂くよう要望する。

### (2) 生活拠点を回避した除染廃棄物の輸送

現在、大熊・双葉両町において中間貯蔵施設の整備が進められており、今後県内の除染廃棄物の搬入が段階的に進められる運びとなっている。

当町では、平成29年3月を帰還開始目標とし、低線量地域を復興拠点とする町内の再生を進めているところであり、帰還開始後、居住開始地域での住民生活の安全・安心を確保するため、できる限り生活拠点を回避した除染廃棄物の輸送を環境省へ訴えているところである。

除染廃棄物の本格運搬と当町の居住開始を見据え、中間貯蔵施設への搬入路として常磐自動車道の積極的な活用と複線化、専用ランプの活用などを強く要望する。

### **(3) 復興祈念公園の整備**

国は、震災による犠牲者への追悼と鎮魂、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的に、被災3県において復興の象徴となる「復興祈念公園」の整備を進めており、岩手・宮城では基本構想が策定されている。

当福島県においては、候補地選定が進められており、先般、双葉町との共同誘致に向けて、福島県に対して要望活動を行ったところである。

我々が経験した四重苦（地震・津波・原子力災害・風評）に加え、全校児童が高台避難して助かった「請戸小学校の奇跡」といった教訓を、後世あるいは国内外に広く伝承していく有力な地域であることをご認識いただき、復興祈念公園誘致・整備への支援を強く要望する。

### **(4) 企業誘致に向けた制度の柔軟な運用**

イノベーションコースト構想推進会議において、様々な研究・開発拠点の整備が検討されており、今後これらに関わる企業が多数立地することが見込まれる。

ふるさとの再生には、働く場所、雇用の創出が重要であり、工業団地の整備や、原子力災害というリスクを背負った当町を含む双葉地方においては、企業が立地を希望しようとする特別なインセンティブが必要不可欠である。

については、原子力災害被災地の現状を踏まえ、誘致決定企業を条件とした制度運用ではなく、誘致決定前の「ふくしま産業復興投資促進特区」における産業集積区域への追加編入の柔軟な運用や、再生加速化交付金事業による工業団地の先行整備が可能となる制度運用を、政府・与党に対して強く要望する。

### **(5) 町内での公的な医療・介護施設の整備**

平成29年3月の帰還開始に向け、生活インフラ（道路、上下水道、電気）の復旧を進めているところであるが、加えて安心して暮らすことのできる環境として、医療・介護施設とサービスの確保が非常に重要な課題となっている。

また、震災前にあった医療・介護サービスは崩壊し、帰還開始直後の民間活動によるサービス確保は、非常に困難な状況にあり、公的な医療・介護施設整備とサービス確保が必要不可欠となっていることから、従事者確保も含め、国・県による整備、サービス確保を強く要望する。

### **(6) 町内における有害鳥獣対策**

震災以降、無人化した町内にはイノシシやサル、ハクビシンなどの有害鳥獣が市街地にまで出没しており、年々増加傾向にある。

現在、帰還困難区域及び居住制限区域については環境省、避難指示解除準備区域の一部については福島県、それ以外は町が委嘱する捕獲隊がそれぞれ捕獲を行っている。

今後の帰還や町内での生活再建を進めるにあたり、大きな支障となることから、国及び県における捕獲の強化を関係各所へ働きかけを強く要望する。

## (7) 農業・水産業の再生

農業、水産業の再生に向けては、現在、行政－組合－農業者及び漁業者が一体となって新しい取り組みや必要な施設の整備、再開に向けた経営の検討などの取り組みを積極的に進めているところである。

かつての生業を取り戻すためには、放射性物質の影響による風評被害の払しょくが最も重要であり、消費者や取引先に受け入れられる製品の提供が可能な施設の整備が必要不可欠である。

また、本格的な再生に向けては、長期にわたる国の支援が必要不可欠である。これらを踏まえ農業、水産業の復興のため下記事項について強く要望する。

### ① 農業

下記事項について、国（農林水産省）に対して強く要望すること。

- ・大柿ダムの放射性物質を含んだ底質の除去
- ・用水路の除染と下流域の農地への拡散防止対策の徹底
- ・大柿ダム放流水に含まれる放射性物質のモニタリング及び流出防止対策を徹底
- ・福島県営農再開支援事業の確実な延長と予算の確保

### ② 水産業

・請戸漁港の再生に向けては、今後将来にわたって持続可能な漁業の再生を果たすため、漁業者のニーズ（旧港を埋め立てたコンパクトな漁港）に添った漁港として復旧・再生させることを、福島県に対して強く要望すること。

・福島第一原発に最も近い漁港であることを踏まえ、今後具体的な検討を進める放射性物質対策水産業共同利用施設（高度衛生管理市場、非破壊式放射性物質検査器等）の整備について、国及び福島県がその必要性を十分理解し、交付金事業の採択要件の緩和を関係各所へ働きかけること。

### 3. 町民の生活再建に関すること

#### (1) ADR和解案について東京電力に対する指導強化

東京電力は当町が町民約1万5千人の代理人として申立をした和解仲介手続について、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）が提示した和解案の受諾を拒否している。

この和解案は、国会や原子力損害賠償紛争審査会において、中間指針やその考え方から乖離していないと明らかにされており、東京電力は理由なく受諾を拒否していると言わざるを得ない。

これは、町民の「思い」を踏みにじり、さらなる精神的苦痛を与えただけでなく、ADRの存在意義をも否定するものであり許されるものではない。また、東京電力は飯舘村巖平地区の住民によるADRの和解案なども受諾を拒否しており、当町だけの問題にとどまらない。

政府・与党としてADRの設立趣旨に基づき、ADR和解案を東京電力が速やかに受諾するよう、指導の強化を強く要望する。

#### (2) 避難指示中の就労不能損害の継続

中間指針において「就労不能等に伴う損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日とすることが合理的である」と明記されているにもかかわらず、東京電力は、就労不能損害の賠償を一方的に平成27年2月末で打ち切り、個別のやむを得ない事情を有する町民であっても平成28年2月末で賠償を一律に打ち切るとしている。

県内の有効求人倍率は全国平均を上回っているものの、数値からは読み切れない、「選り好み」の一言では片付けられるものではない、雇用のミスマッチが潜在し、当町のように、現在も避難指示が継続されており、先の見通しが立たない避難生活における再就労は、想像以上に困難である。

また、町民の努力の結果、就労を再開できた場合であっても、転職により大きな収入の減少が生じており、減収分も含めた就労不能損害の打ち切りは、町民にとって死活問題であり、看過することはできない。

避難指示が継続している間は、指針に従い減収分を含む就労不能損害の賠償を継続することを強く要望する。

### (3) 復興公営住宅の整備の加速

復興公営住宅については、現在、鋭意整備が進められているところであるが、2月16日現在で、当町における設置要望戸数 2,065 戸に対して、110 戸しか入居できておらず、著しく遅延している状況にある。

4年に及ぶ仮設住宅での避難生活を余儀なくされ、町民は疲弊しており、住環境の改善が最優先課題であることから、更なる整備の加速を強く要望する。

また、復興公営住宅入居者の生活支援、入退去の管理、及び仮設住宅の老朽化対策、並びに入居者退去後の管理・調整等について、福島県が主体となって行うよう体制強化するよう強く要望する。

### (4) 復興公営住宅の入居申し込みにおける連帯保証人の免除

復興公営住宅の入居条件として連帯保証人を付けることが必要となっているが、当町は原発事故による強制避難により、全国各地に親戚等が離散している状況にあり、町民は容易に連帯保証人が立てられず復興公営住宅に入居することが出来ないケースが多く出ている。

待ち望んでいた復興公営住宅に入居し、住環境を改善することは、生活再建の基礎となる重要な要件のため、原発避難の特殊性を加味し、連帯保証人を免除するよう強く要望する。

### (5) 復興公営住宅入居後の暮らしの支援

平成 26 年度末から復興公営住宅の入居が開始されているが、入居者の多くは高齢者であり、集合住宅では他者との近所付き合いが希薄となることから、見守りに対する支援を要することが想定される。

また、福島県では、既存の県営住宅と同様に入居者の中から管理人を配置することとしており、新しいコミュニティづくりの段階で、見知らぬ入居者同士での管理体制の構築を強いるなど、避難生活にさらなる負担をかける状況となっている。

さらに、復興公営住宅の多くは、他の避難元自治体と混合した入居となることから、他自治体の入居者との軋轢を生むことが想定され、町独自の支援実施が困難な状況となっている。

このような中、福島県ではコミュニティ交流員を配置し、サロンなどの交流活動を実施しているが、交流活動だけでなく、見守りや住宅管理の支援などを含めた入居者の一体的な活動となるよう要望する。

## (6) 長期避難に対するより充実した支援と絆の維持

原発避難者特例法により避難住民に関する事務の一部については、避難先自治体において実施されているが、事務の範囲や運用において改善点も少なくない。

また、これから避難指示一部解除があったとしても、住環境に対する不安や廃炉作業に対する不安から、あるいは帰還困難区域であるためにさらなる長期避難を強いられる住民が多数に及ぶことが見込まれる。

しかし、同法では長期に及ぶ避難町民にも継続した支援が及ぶかは不明であり、長期避難者と浪江町との絆の維持も含めて抜本的な解決が必要である。

長期避難を余儀なくされた町民が、避難先でさらに充実した行政サービスを継続して享受できる環境を整え、浪江町との絆を維持するための仕組みとして、「二重住民票」制度をはじめとした長期避難に対する既存の枠組みにとらわれない支援策の早期実現を強く要望する。